

業務改善助成金

省力化投資を行い、事業場内最低賃金額の引上げを行う事業場に対し
省力化投資に要した費用の一部を助成します。

業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資やコンサルティング等の実施（省力化投資）に要した費用の一部を助成する制度です。

「賃金引上げコース」や「引上げ労働者数」等によって、助成率は4分の3から10分の9、助成上限額は25万円から450万円の幅があります。

生産性向上に向けた設備投資等のほかに求められる取組

事業場内最低賃金額の引上げ計画を策定し、実施していただきます。

- ✓ 現行の最低賃金額が793円～823円^{10月3日以降}の労働者の賃金引上げ
雇入れ後3か月以上の労働者を賃金引上げ対象者としてカウントします。
- ✓ 引上げ額25円、30円、60円、90円の4コースから選択

対象事業場の要件

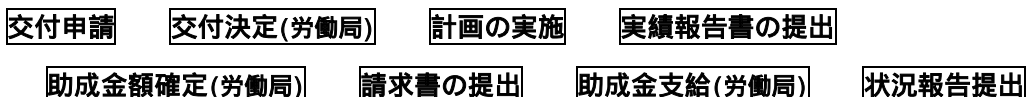
中小企業基本法における**中小企業**であること。

省力化投資をして助成を受けようとする**事業場の規模が100人以下**であること。（同一企業が複数の事業場において取組む場合も対象となります。）

手続き等

省力化投資をする前に業務改善計画と賃金引上計画を添付した申請書を労働局長に提出し、交付決定を受ける必要があります。

<<手続きの流れ>>



2020年度交付申請手続きは、**令和3年1月29日(金)**までに行う必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 愛媛労働局雇用環境・均等室 089-935-5222

同一企業で複数事業場の助成も受けられます

要件を満たせば、複数の事業場への助成も可能です。

主な要件

中小企業 かつ 規模 100 人以下の事業場。

雇入れ後 3 か月以上の事業場内最低賃金額(793 円 ~ 823 円)の労働者がいる。

事業場内最低賃金額を 25 円以上上げる計画を持っている。

詳しくは「令和 2 年度業務改善助成金申請の要件等チェックシート」(雇用環境・均等室)でご確認を！

同一企業の 4 事業場で業務改善する場合の助成対象

A	労働者数 60 人 最低賃金額 800 円	助成対象
B	労働者数 105 人 最低賃金額 800 円	助成対象外 (事業場規模が要件を満たさない。)
C	労働者数 60 人 最低賃金額 820 円	助成対象
D	労働者数 60 人 最低賃金額 825 円	助成対象外 (最低賃金額が要件を満たさない。)

AとCの事業場での取組計画は、業務改善助成金の助成対象となります。

事業場内最低賃金額の対象者は、月内に退職予定のない雇入れ後 3 か月以上の労働者です。

例えば小売店では、こんな設備投資も対象に...

レジ袋の有料化によるレジ周りの混雑を解消したい...

袋詰めスペースを確保するため、**レジ周りのレイアウトを変更。**

混雑解消により、清算作業の効率化が期待できる！

コロナ対応で、現金の受け渡しに時間がかかるようになった...

自動釣銭機の導入によるセミセルフレジ化でレジ対応時間を短縮し、レジ周りの混雑を解消！

引継ぎの効率化と安全性の向上、レジ締め時間の短縮も期待でき、お釣りの渡し間違いも解消！ 衛生面の向上により店舗のイメージアップにも！

お気軽にご相談ください。